

第3章 「絶滅命令」に関する史料批判と史料発掘の意義

はじめに 79

1 ヘース証言の意義と問題性 80

2 アイヒマン証言の信憑性の検証 86

3 ヒトラーのヨーロッパ・ユダヤ人「絶滅命令」——「一九四二年二月二日」説 92

4 ソ連におけるアインザッツグルッペの活動と一九四一年八月以降のユダヤ人抹殺の拡大
おわりに 115

第4章 一時回避的移送政策とウッチ・ゲットー問題

——移送政策再開から絶滅政策への転換期としての一九四一年一〇月

117

はじめに 117

1 ユダヤ人の東方移送——「フューラーの希望」 120

2 ウッチ・ゲットーの実態——一九四一年九月ヴェンツキ報告の段階 129

3 ヒムラー、ハイドリヒの強行突破策とヒトラーの承認——自動車排気ガスによる「安楽死」抹殺へ
おわりに 152

第5章 部分疎開政策とガス自動車「安楽死」作戦——ヘウムノ

はじめに 155

1 ソ連占領地ユダヤ人殺戮の無差別化と「安楽死」技術転用の検討開始——一九四一年八月中旬 157

2 ガス自動車開発とソ連占領地への投入——配備開始一九四一年二月末 161

3 西ヨーロッパ各地の不穏状態とユダヤ人東方移送への圧力群 167

おわりに——総督府問題の深刻化 171

第6章 総力戦の圧力群と総督府におけるホロコースト

はじめに 173

1 総督府におけるユダヤ人移送要請II排出圧力とアレ・ラインハルト作戦 174

2 大々の移送強行政策の決定とヴァンゼー会議 182

3 ラインハルト作戦加速化の圧力群 189

おわりに 204

第7章 ヴァンゼー会議からポスト・ラインハルト作戦まで

はじめに 207

1 会議の重要な確認事項と論点——難問としての混血児問題 209

2 敗退の断末魔とハンガリー・ユダヤ人の運命 217

終章 アウシュヴィッツ否定論の潮流とその批判

はじめに 225

1 証言の信憑性問題におけるダブル・スタンダード 229

2 政治宣伝・裁判闘争の武器としての「アウシュヴィッツの嘘」 230

3 否定論の似非科学的手法 232

おわりに 236

第4章 一時回避的移送政策とウッチ・ゲットー問題

——移送政策再開から絶滅政策への転換期としての一九四一年一〇月

はじめに

近年、ドイツの若手研究者によって精力的に進められた独ソ戦初期のドイツ占領下の東欧地域研究は、現地の困難な実態を明らかにし、「ありうべき総統令」⁽¹⁾を想定してユダヤ人抹殺問題を理解してしまおうとする歴史把握（意図主義の残滓）の克服に大きな前進を示している。その一人であるトーマス・ザントキューラーによれば、総督府の中で「最終解決」策がもつとも野蛮に執行されたガリツィア地区の研究から、「システマティックなユダヤ人殺害は、一つの「総統令」で一撃のもとに進行し始めたのではなく⁽²⁾、一九四一年はじめから四二年中ごろまでの比較的長期にわたる複雑な政治プロセスで進められた結果であった。しかも、ナチスのユダヤ人政策の、迫害や移送から殺害への急進化の本質的部分は、ベルリンの中央当局と占領地域、とりわけ東ヨーロッパの占領地域との「相互作用」が重要な役割を演じたのであり、その相互作用において中下級の占領地当局は「大きな行動の余地」⁽³⁾を持っていた。この中央と地方の諸機関のホロコーストにおける相互作用の解明は、きわめて重要な貢献である。しかし、ホロコーストの展開における大きな画期をつかむ点では、問題をはらんでいると言わなければならぬ。世界大戦化、「ユダヤ・ボルシェヴィキ」ソ連の反攻、ナチズムによるこれら「ユダヤ的」勢力に対する反撃の画期は四一年一二月である。

この時点が、西ヨーロッパと総督府のユダヤ人の戦時下における東方への移送強行がはっきりした画期である。それは狭い地域の実証によつては見えてこない世界的大局的問題に関連している。

白ロシアを研究したゲルラッハは、ユダヤ人の犠牲を地域民衆の被害全体の中に適切に位置づけて、つぎのように言う。第二次世界大戦で白ロシアよりひどい被害を受けた地域はヨーロッパで他にない。四四年夏にソ連軍がここを解放したとき、かつて九二〇万人だった住民は七〇万人よりもずっとわずかになつていて、しかも、そのうち三〇〇万人は家を失つていた。多くの村や町は焼き払われて消滅し、もはや存在しなかつた。国家や協同組合の財産や私的財産は失われていた。約七〇万人のソ連戦時捕虜が白ロシアでドイツ人によつて殺され、五〇万人から五五万人のユダヤ人、三四万人の農民や難民が「いわゆるパルチザン戦の犠牲者として」殺されていた。この他さらに三八万人が強制労働者として帝国ドイツに連行されていた。⁽⁴⁾ゲルラッハは、ゴールドハーゲン流の観念的なユダヤ人憎悪の自己展開によつてではなく、ドイツに対する抵抗闘争、ドイツの占領政策との関連で多くの人々が殺されたことを指摘している。そして、ユダヤ人絶滅政策のプロセスを総括し、白ロシア・ユダヤ人の大部分は、地域的な殺害作戦で殺されたとしている。人々は自分の住宅の近くで射殺され、比較的わずかの人がガス自動車で殺された。そのような殺害作戦の開始、継続期間、規模は、ライヒ保安本部による移送列車や絶滅収容所のキャパシティの割り当てによつて決められたものではない、とゲルラッハは中央による統一的な指揮命令を否定している。⁽⁵⁾ドイツのソ連占領地におけるユダヤ人殺害の展開の論理と西ヨーロッパ・総督府のその展開の論理とは違つているのである。

それでは、白ロシア地域のユダヤ人殺害のテンポを規定する要因は何だったのだろうか。ゲルラッハによれば、それは経済的利害と経済的危機、とくに拍車をかけたのが食糧問題だという。拙著（一九九四、二〇〇一）でも紹介しているように、ライヒ保安本部の「事件通報・ソ連」は、いたるところで食糧問題と治安問題・民衆統合の問題の相互連関を指摘している。ゲルラッハによれば、占領下の都市の非ユダヤ人大衆に必要な食糧を提供すること、これが非労働ユダヤ人を、そしてついには全ユダヤ人を殺害する決定に結びついた。反ユダヤ主義、反ボルシェヴィズ

ムはこの殺害において必要条件であつたが、経済的圧力こそが大量殺害のダイナミズムを引き起こしたという。

しかし、そうであろうか。確かに四一年はじめ、ナチ体制はソ連占領政策の立案において過酷を極めるだろう戦争の必要性の見地で、すなわち戦略的な全体計画の観点からも、不可避的な食糧供給問題の観点からも飢餓戦略を戦時計画に組み入れていた。しかし、電撃戦戦略が成功すれば、その計画のすべてが始動するわけではない。ところが四一年秋、戦略的観点からも食糧供給の観点からも事態は先鋭化した。それは前線の厳しい展開によつてであり、輸送部門の問題やライヒの戦時食糧計画の必要によつて、とりわけモスクワ近郊の闘いによつてであつた。⁽⁶⁾最近の研究では、四二年春から猛烈なピッチで推進されるラインハルト作戦の端緒的決定は、さしあたりは地域的問題解決として、四一年一〇月一七日の総督府閣議で下されたものであつた。

このプロセスの中間段階、すなわち四一年八月から九月において、ソ連占領地の現実がポーランドやドイツ本国、オーストリアなど西欧ユダヤ人の東方への移送をしいに不可能にするものだったことは言うまでもない。しかし、ドイツ占領下の総督府やソ連地域の困難な諸事情それ自体は、「絶滅命令」八月前半説が想定するのは違つて、ただちにヒトラー、ヒムラーなどが短期電撃的な対ソ戦勝利後に予定していた大々的なユダヤ人東方移送政策、その意味での「ユダヤ人問題の最終解決」を四一年八月前半までに放棄させることを意味しなかつた。それを実証するのが四一年九月中旬の「ヒトラーの希望」である。その点を第1節で見よう。この事実自体はヒルバークの本にも言及されている。その意味では既知の事柄である。しかし、移送政策から絶滅政策への転換点を検証するものとして、必ずしも一次史料の吟味がきちんと行われているわけではない。

ドイツやプロテクトラートのユダヤ人を移送せよとの九月中旬に示された「ヒトラーの希望」⁽⁸⁾は、独ソ戦最中のユダヤ人移送を停止するとして政策を部分的に修正する「新しい政策」であつた。それは八月中旬にユダヤ人記事導入を決め、九月一日から六歳以上のユダヤ人に対する着帯義務が始まつたことに対応する措置だつた。ますますドイツの全体的戦時情勢が悪くなる中で、記事をつけたユダヤ人がドイツやオーストリアの諸都市をうろつき回るといふ

は、ゲッベルスならずとも多くの大管区指導者にとって耐えがたいことだった。ヒトラーはそれを受け止め、移送「希望」をヒムラー、ハイドリヒに託したのである。それは、四二年春までの暫定的な「部分疎開」政策の採用であった。四一年八月中旬、アイヒマンが宣伝省の会議で提案した「大都市からの部分疎開」政策が約一カ月後に承認されたのだ。⁽⁹⁾それは移送の条件ができたからではなく、逆の事情によるものだった。予期せざる戦況の停滞、ないし悪化でドイツやオーストリアの大都市からユダヤ人を「東方へ」追放する排出圧力が高まったためだった。だがライヒ領土の大都市のユダヤ人を臨時措置としてであれ、ウッチ・ゲットー等ライヒ領土の東端へ、さらにそれよりも東の地域へと移送する政策は、実際には難問群に直面した。治安と生活の諸条件の悪化は、東方の占領地域の方がより激しかったからである。

ハイドリヒ、ヒムラーはあくまでも「東方への」移送を行い、一時回避的に強行突破していく作戦を選んだ。それが結局は四一年二月はじめに開始されるヘウムノ・ガス自動車「安楽死」作戦となった。「移送」や「疎開」は抹殺をカムフラージュする用語に転化していった。その過程は、ベルリン連邦文書館蔵の約四〇〇〇冊にのぼるヒムラー個人参謀部の文書綴りの中に収められており、私は九八年夏に該当文書全文を確認することができた。⁽¹⁰⁾なお、国際的には、すでに一九九五年冬号の「ホロコーストとジェノサイドの研究」誌にヴィッテが詳細な研究論文「ユダヤ人問題最終解決」に関する二つの決定——ウッチへの移送とヘウムノでの大量殺害⁽¹¹⁾を公表している。これを参照しながら、以下で検証作業を行いたい。

1 ユダヤ人の東方移送——「フューラーの希望」

一九四一年八月中旬以降のソ連占領地でのユダヤ人殺害のラディカル化は、独ソ戦の現場の力学とナチズムの論理によるものだった。それはまだドイツのユダヤ人、プロテクトラートのユダヤ人、ドイツ占領下にあるポーランド・

ユダヤ人、およびドイツ占領下にあるオランダ、ベルギー、フランスなど西ヨーロッパ諸国やスカンディナヴィアのユダヤ人、あるいはバルカン半島のユダヤ人を、すなわち一言で言えば「ヨーロッパ・ユダヤ人」を抹殺する政策意図と気運・条件がともに熟したことを意味しなかった。移送政策はペンディング状態だった。言葉そのものの意味での移送が、すなわち後に見るように「西から東へ」の東方移送の可能性が四一年九月から一〇月段階でもまだ実際に検討されていた。

その過程において、またその後の段階において、すなわち四一年一〇月後半からの厳しい寒波、「早い冬」の到来、軍事的な「冬の危機」への突入で事態が根本的に変化する。一月中旬以降、「東方への移送」「東方への移住」がユダヤ人を絶滅収容所へ連行するための方便になった。しかし、一〇月半ばころまでは、ヒトラー、ヒムラーなど政策当局者の観念世界の中に、ライヒやプロテクトラート（あるいは広く西ヨーロッパの）ユダヤ人の文字通りの移送の可能性が存在していた。

ソ連占領地における治安体制確立政策のラディカル化の最中、四一年九月一八日、親衛隊ライヒ指導者・ドイツ警察長官ヒムラーは、ヴァルテラントの大管区長で親衛隊グルッペンフューラーのグライザーに宛てて一通の手紙を書いた。そこには、ヒトラー、すなわち「フューラー」が、できるだけ早く旧ライヒとプロテクトラートを西から東にユダヤ人のいない地域とし、それらの地域をユダヤ人から解放したいと望んでおられる。そこで私は、できるだけ今年中にも、旧ライヒとプロテクトラートのユダヤ人を、ひとまず第一段階として、二年前に新しくライヒのものとなった東部地域に移送するよう努力している。来年の春、さらにもっと東の方に移送するためである」と記されている。⁽¹²⁾

ヒトラーはポーランド攻撃を開始したとき、ユダヤ人移送問題を託していたハイドリヒに対して、一般的な形でドイツ語地域以外の「外国語地域へのユダヤ人移送」を承認していた。先に触れた三九年九月二日のライヒ保安本部局長会議で長官ハイドリヒは、この移送政策が「フューラーによって承認された」と部下に伝達した。この時点でヒトラーは、全移送プロセスに一年ぐらしかけるものとしていた。そこで、ユダヤ人問題に関してハイドリヒが当面、

三―四週間以内になすべきこととしたのは、ユダヤ人を都市のゲットーに集中させることだった。それは、「コントロール可能性」と「後の移送可能性」をよくするためだった。⁽¹³⁾ 事実、ゲットー化は強行された。しかし、ライヒ編入地域から他地域への移送政策は各種のプランが練られただけで実行できなかった。戦争の展開は、ポーランド人居住地区としての総督府への移送も、さらに総督府からその他の地域への移送も許さなかった。マダガスカル計画までの「海外への移住」に代わる「東方への疎開」への転換、すなわち、「個々の疎開作戦開始は、軍事的展開に大きく依存していた」のである。⁽¹⁴⁾

対ソ攻撃開始によって計画の前面に出てきた占領下のソ連地域への移送も、それが実際に可能となるのはソ連を屈服させた後のことである。逆に、対ソ戦準備はむしろライヒ地域から総督府への三五万人のユダヤ人移送計画を放棄させた。シーラッハ(ウィーン)、ゲッベルス(ベルリン)、グライザー(ヴァルテガウ)のような大管区長は、自分の管区の政治統合にとって邪魔になるユダヤ人を排除するため、特別扱いを求めた。ユダヤ人口が多い大都市ウィーンやベルリン、プラハは、住宅不足が大きな問題となっていて、民族強化のためにバルト・ドイツ人などを連れてこようとしても、あさわしい住宅がなかった。このような諸要因の圧力を受け、四〇年二月のヒトラーの決定によって戦時中のユダヤ人移送が行われることになった。⁽¹⁵⁾ 四一年二月にはウィーンのユダヤ人、それにライヒ編入地域のユダヤ人の総督府への移送がひとまず始まった。しかし早くも四一年三月には対ソ攻撃準備が決定的局面を迎えた。軍部からも総督フランクからもユダヤ人移送に反対が出た。総督府へのユダヤ人移送は「無期限に」停止となった。⁽¹⁶⁾

ヒトラーは四一年八月初旬、卓上談話で「相手を壊滅にいたらしめた戦闘」として第二次ポエニ戦争のカンナエ、普仏戦争のセダン、第一次大戦のタンネンベルクを挙げた。「いまやそれに、ポーランド、西部戦線、進行中の東部戦線」が付け加わるとした。彼は当時、電撃的進撃の「勝利の陶醉」からまだ醒めておらず、ドイツにとってのソ連をイギリスにとってのインドと同じものと位置づけ、ソ連を「確実にわれわれのもの」だとした。そして、「ドイツ全土から六〇万のユダヤ人を始末する」と語った。戦勝後の移送計画Ⅱ希望は彼の心中で継続していた。⁽¹⁷⁾ まだ電撃戦

勝利を確信して戦争指導に当たっているヒトラーにしてみれば、圧伏後のソ連にユダヤ人の移送先などいくらでも見つかるとは思わなかった。⁽¹⁸⁾ 西部戦線でフランスを圧伏した四〇年夏の「戦勝陶醉」状態では、フランスからマダガスカル島を奪い、そこにユダヤ人数百万人を送り込もうといういわゆる「マダガスカル計画」(ユダヤ人移送計画)が考えられた。それは対仏勝利後の講和条約案策定の過程でライヒ外務省が提案し、ハイドリヒなどライヒ保安本部が熟考したものであった。しかし、マダガスカル計画は、イギリスとフランス亡命政府の徹底抗戦、イギリスの海上覇権と戦争継続で四〇年末から四一年はじめには画餅に帰した。

さしあたり四一年春から夏までの半年間は、ソ連圧伏後にユダヤ人を東方に移送するというヒトラーのガイドラインが有効だった。しかし、戦時体制下の民衆生活と対ソ攻撃への民衆統合の必要性は、国内のユダヤ人の一掃Ⅱ移送を求める圧力として働いた。すでに四〇年八月中旬、ベルリンでは一六万戸のアパートが不足しており、ユダヤ人のアパートは一万六〇〇〇戸しかなかった。ところが、首都ベルリンへの空襲は激しくなり、四一年五月末には、ユダヤ人を追い出して九四〇戸のアパートを「民族同胞」に与えることとした。⁽¹⁹⁾ ゲッベルスは、四一年八月一日、ヒトラーと長時間、「内政、外交、軍事のすべての問題」を語り合った。ゲッベルスの日記によれば、論点は「素描さえも困難」なほど多岐にわたった。しかし、その無数の話題の中から日記に特筆したことは、それだけ重大な意味を持つと言えよう。ヒトラーがゲッベルスから聞いたがったのは、「ベルリンの情勢であり、民衆の気分」であった。ゲッベルスは「明確に、包み隠さず」報告し、「先週、危機的だったこと」についても、やっと「最悪のことを克服した」と言える状況だった、と語った。だが、ヒトラーの追及に、四一年八月中旬、ベルリンの人々の空気はかなり危機的になっていくことを認めた。危機の原因は、「民衆に東部における作戦について明確な像を与えることができない」ためだった。明々白々な戦果が上がっていないことは民衆にもわかる。ゲッベルスは馬鈴薯や食用油脂の不足もベルリン民衆の危機的気分の原因として認めざるをえなかった。軍事的にふたたび攻撃的成果をあげなければならぬ、それがヒトラーとゲッベルスの結論であった。⁽²⁰⁾

しかも、八月二日から一四日にチャーチルとローズヴェルトは会談し、大西洋憲章を発表した。領土の変更を求めないという第一条は、ドイツ第三帝国の領土拡大政策と真つ向から対立する原則だった。関係国民の自由な意思に基づかない領土変更は認めないという第二条も、軍事的勝利による領土変更を目指している第三帝国を原理的に否定するものだった。第三条の世界の諸国民・諸地域住民が政治体制選択の自由を持つとする原則も、ナチ体制が否定するものだった。大英帝国が広大な植民地を持ち、合衆国もフィリピン植民地を有することなど必ずしもこの原理どおりではなかったとしても、世界に公表した原理として領土不拡大や民主主義の原理を提起したことは大きな意味を持った。それは、ドイツに支配され抑圧されているヨーロッパ諸国民へのメッセージとして浸透力を持ち、その抵抗意欲を鼓舞する性質のものであった。そのような原理を掲げて、第一次大戦の連合国が協力を強化し、大西洋・ヨーロッパ西部における戦線が開始される可能性、二正面戦争の泥沼化の可能性は、第一次大戦の敗北の克服を目指したヒトラー、ヒムラー、ゲッベルスなど国家指導部にとって暗雲となるものだった。事実すでに四一年七月一八日、スターリンはチャーチル宛の電報で第二戦線の火蓋を切るように呼びかけている。⁽²¹⁾ヒトラー・ナチ体制にとつての暗雲は、その支配の犠牲になつていゝる広範な人々にとつては明るい一筋の光であつた。第三帝国にとつて、アメリカ参戦による第一次大戦の敗北を深く記憶に刻んでいる国家指導部から軍指導部、民衆にいたる多くの者にとつて、四一年八月一五日以降のドイツと西ヨーロッパの反ドイツ要因、危機要因は明確に一步拡大・深刻化したと言えよう。その意味でも、対ソ攻撃は迅速苛烈に進めなければならず、ヒムラー率いる親衛隊治安警察の後方地域の鎮圧体制は苛酷さを増すのである。ドイツのライヒ領域と支配下において、敵勢力を歓迎すべき状況となつたユダヤ人を一般民衆から明確に分離し、追放する必要は大きくなつた。

八月一九日、ゲッベルスはヒトラーにユダヤ人問題での積極策を求めた。彼の具申に応じヒトラーはライヒ全域におけるユダヤ人記事の導入を許可した。ゲッベルスの考えでは、この記事をすべてのユダヤ人につけさせれば「すぐにもわが町々の中心でユダヤ人を見かけないですむことが可能となる」はずだった。「目下のところ、ベルリンをユダヤ人がいない都市にすることは不可能」だとしても、ユダヤ人を公の場から追放することが、記事強制の第一の目的だった。⁽²²⁾他方で、ゲッベルスは労働力不足と食糧配給削減の問題も抱えていた。だから、公の場から追放したユダヤ人を「可及的速やかに労働過程に編入するか」、あるいは労働している二万三〇〇〇人分だけの食糧を配給するか、いずれを選ぶかユダヤ人共同体に「最後通牒を突きつける」つもりだった。ドイツ帝国の首都に七万八〇〇〇人もユダヤ人が、そして「その大部分が寄生虫としてうろつき回っている」のはゲッベルスにとつて認めがたいことだった。この状況でヒトラーがゲッベルスに対しユダヤ人記事導入を許可しただけでなく、「東方出兵終結後ただちに、ベルリンからユダヤ人を東方に移送することができると約束した」のはあまりにも当然だった。⁽²³⁾だが、このヒトラー発言が明確に示すように、この時点でも東方移送はあくまでも対ソ戦終結後のことだったのである。

電撃戦勝利に影がさし始め、生活諸条件の悪化がはつきりしてくれば、なおさらドイツ国民とプロテクトラートのベームン・メーレンをはじめとする占領地一般民衆の統合の武器は鍛えられなければならない。プロテクトラートではベルリンより早く四一年七月末には、ユダヤ人に記事をつけさせ、一般のチェコ民衆と区別し、反ユダヤ主義を利用して民衆統合を図ろうとする当局者の声が高まっていた。プロテクトラート次官フランクは、四一年七月三〇日、ライヒ大臣・ライヒ宰相府長官宛にユダヤ人記事の導入を求めて、つぎのような要請を行つていた。「ユダヤ人記事はプロテクトラートでは政治的要請である。その実行はプロテクトラートの鎮定の観点から、食糧事情が危機的になればなるほど、それによつてチェコ人住民の気分が沈めば沈むほど、それだけ緊急を要する。ユダヤ人は反ドイツ宣伝の担い手であり、記事で区別すれば必然的にチェコ人住民からの隔離ができる。そうすれば、非合法な情報交換やドイツに敵対的な気分を醸し出すことが困難になる。ユダヤ人記事はチェコ人住民の少なからざる部分の反ユダヤ主義の気分に応えることになる」と。⁽²⁴⁾ポーランド侵攻・占領後、すでに総督府と編入東部地域の一部にはユダヤ人記事が導入されており、ライヒ内務省としてもベームン・メーレンへの記事導入に「何の懸念もなく」なつていた。⁽²⁵⁾「水晶の夜」後の三八年一二月当時の旧ライヒにおける平時の外交的配慮はもはや必要なくなつていたのである。

ドイツの形勢が良好でないことを察知してプロテクトラートにおいて不穏な気分が蓄積・拡大し、それがはつきりと表面化したのは四一年九月だった。その徹底的鎮圧のためにハイドリヒが送り込まれた。ハイドリヒはプロテクトラート総督代理に任命された。しかし、武力鎮圧は占領地統合の一つの手段にすぎない。四一年九月中旬、ナチ国家機構の上級・中級レヴェルのさまざまな当局が「同時に」ヒトラーとその周辺のグループに対し、それぞれの当局が抱えている独自のさまざまな課題と動機から、ユダヤ人移送の目標を「東部戦線終結以前に」達成するように要請するにいたった。対ソ侵攻の停滞、ソ連の反撃と大西洋憲章の発表など英米協力の前進、さらに英米ソ協力の前進がそれを必要とさせた。それらの圧力が四一年三月以来、対ソ攻撃準備への全力投入のために「無期限に」停止してきたユダヤ人移送政策の「決定的な転換」を促した。⁽²⁶⁾

戦局の悪化で、東部の戦線と後方地が治安上も経済上も厳しい状態に直面する状況になっており、情勢の上では、それまで以上に東部には受け入れ先がなくなっていた。だがこの時点では、モスクワ攻撃への全力投入などを突破口にソヴィエトを圧伏しようとの熱狂がまだ強固だった。ところが、ユダヤ人を排除し押し出さなければならぬ諸要因がライヒと各占領地で蓄積してきた。ドイツの大都市はますますイギリス空軍の空襲の的になり、たとえば四一年九月一五日―一六日、イギリス空軍のハンブルク空襲により死者五人、負傷者五〇人が出て、約六〇〇人が家を失った。⁽²⁷⁾被害は少ないとも評価できるが、民衆の心理的ダメージは計り知れない。大都市空襲で家を失ったドイツ人を住まわせるために、追いつけずべきはユダヤ人ということになった。心理的ダメージを払拭できなくても、物的・体的に住宅問題を解消することは進めなければならなかったからだ。ハイドリヒが言うように「西から東に」ユダヤ人を移送する際に、ペーメン・メーレンを含むドイツ帝国領域からのユダヤ人移送は、「住宅問題、その他の社会政策的必要性などの理由からだけでも前もって終了させなければならぬ」のだった。⁽²⁸⁾そこで、ハイドリヒのヴァンゼー会議（四二年一月二〇日）における発言によれば、「フューラーの許可を前もってもらった後、ユダヤ人の東方への疎開」が行われることになった。ただし、それは、「たんなる一時回避の可能性」を追求したものだ。しかし、こ

の一時回避的作戦の中で、「来るべきユダヤ人問題最終解決にとって重要な意義を持つ実際の経験が得られた」のである。⁽²⁹⁾

この一時回避の移送政策、部分疎開作戦こそは、新たな問題を露呈させ、その窮余の解決策を選びとる契機となった。ここで詳しく紹介するウッチ・ゲットー問題は、その象徴的で代表的な事例だった。ウッチ・ゲットーに二万人ほどのユダヤ人を移送するという第一の重大決定が九月中旬に下された。しかし、その受け入れ条件はウッチ・ゲットーに存在しないことが判明する。そこで、ウッチ近郊のヘウムノに連れて行ってトラック（ガス自動車）により「特別処理」するという第二の重大決定が下されることになる。これが四一年二月はじめに始まったガス自動車作戦Ⅱ密閉荷台に一酸化炭素ガスの濃度が高い排気ガスを床下から注入して殺す作戦であった。

それでは、ヒトラーはヒムラーに四一年の何月何日に西から東への移送の「希望」を伝えたのか。「移送希望」の文書の証拠は、ヒムラーのグライザー宛書簡（九月一八日付）である。⁽³⁰⁾したがってヒトラーのヒムラーへの希望表明はその直前、すなわち九月中ごろになされたということになる。ヒムラーが現実的だと考えたのは書簡にあるように、「第二段階」としてライヒ領土の東の端（その線上にウッチがある）までユダヤ人をかき集めること、それから第二段階として、近いうちに、遅くとも四二年の春までには軍事的勝利で送致が可能になるはずのソ連地域へ送り込むことだった。ヒムラーは手紙の最後でグライザーに言う。「ハイドリヒがこのユダヤ人移動を執行しなければならぬので、貴方に適切な機会を見て直接に、あるいはコッペを通じてお願いすることになるでしょう」と。手紙の末尾には追伸の形式でハイドリヒとコッペにこの手紙の内容を「ご承知おき願う」ため複写で送付する旨を書き加えていた。「フューラーの希望」、しかし内容的には命令が、たんなる口頭ではなく文書の形で、また親衛隊ライヒ指導者・ドイツ警察長官ヒムラーの保証つき依頼の形で、ハイドリヒ長官をはじめとするライヒ保安本部関係者に届けられたわけである。

ヒムラー書簡によるユダヤ人移送作戦開始の依頼Ⅱ命令はきわめて速やかに処理された。ウッチ・ゲットーを管轄

する県知事に対し、大管区長グライザーがヒムラーの依頼を伝え、それを受けて県知事がゲッター当局に実状を問い合わせた。そして、ゲッター管理当局者ヴェンツキが受け入れ困難な実情を訴える手紙、すなわち本文一三ページ、付録統計資料一ページの長大な手紙を県知事宛に出したのは、早くも九月二四日付だった。⁽³¹⁾ これを受け、県知事がゲッター管理当局のこの報告書(ヴェンツキ作成)を付してヒムラーに手紙を出したのは一〇月四日だった。⁽³²⁾ したがって、以下に見る詳しいゲッターの実情をヒムラーおよびそのスタッフは一〇月はじめに知ったことになる。ヒムラーは九月一八日のグライザー宛の手紙にもあるように、ユダヤ人をゲッターに追加的に送り込むことに「困難がある」と「くらはいは先刻承知の上であった。だが、それまでに入手していた情報からは追加的移送が可能はずだった。その情報を覆すのが県知事経由で届いたヴェンツキの実情報告だった。

移送政策の実施、その転換点という論争点にかかわるので、次の点を確認しておこう。すなわち、ユダヤ人を「西から東に」移送するというヒトラーの「希望」が直面した難問について、具体的にはウッチ・ゲッターの詳細な実情についてヒムラーとそのスタッフは、一〇月はじめの時点で明確に認識することになったという点である。ヒトラーの大々的「絶滅命令」なるもの、あるいは絶滅政策への基本的転換の時点を確認していく上ではこれが非常に重要となる。すなわち、まだこの時点までは、ヒトラーはライヒ内部からのユダヤ人移送の「希望」を現実的に可能なものとみなしていたのである。だからこそ、下からの実質的な拒否回答に対しヒムラーは激怒した。ヒムラーの「聞いているところでは」、ウッチ・ゲッターには追加的収容可能性があった。それが事実でないなら、ヒムラーの得ていた情報に現実を合わせるか、現実の前にヒムラーが屈服するかであった。

ともあれ、ゲッター管理当局の手紙(内容上は報告書、かつ意見書)の主題は、「リッツマンシュタット(ウッチ)・ゲッターへの二万人のユダヤ人と五〇〇〇人のジプシーの割り当てに関して」となっている。⁽³³⁾ この数字を見ると、すでにヒムラーが希望した六万人ではない。したがって、実務レベルで検討した結果、一週間くらいの間に現地当局に対し具体的に受け入れを求めたのはユダヤ人二万人、ジプシー五〇〇〇人に減らされていたことがわかる。この数字

は、ヒムラー・サイドからすれば「フューラーの希望」に応えるぎりぎりの線だったはずである。ところが、ヒムラーの当初希望よりも少ないこの人数に対してさえ、受け入れが大変困難だ、受け入れ拒否、との答申が返ってきた。ウッチ・ゲッターは、新たな課題として突きつけられた旧ライヒやプロテクトラートからの新規受け入れ以前にパンク状態になっていたのだ。このパンク状態の内実を多面的に戦争経済、治安問題等との相互連関において把握することを可能にする第一級の史料が、以下に詳しく紹介するヴェンツキ報告である。

2 ウッチ・ゲッターの実態——一九四一年九月ヴェンツキ報告の段階

総督府のゲッターがウッチを含む編入地域からのユダヤ人を受け入れることを、総督フランクは拒否していた。ライヒ東端の都市ウッチのユダヤ人ゲッターさえも受け入れ不可能と判明した時点、これこそが九月下旬から一〇月にかけてである。

少し後の「冬の危機」の時期には、白ロシアなどユダヤ人を送り込む候補地と考えられていた地域で現地ユダヤ人の抹殺が急増した。白ロシアはレニングラード攻略の補給線にあり、受け入れ余地などますますなくなっていた。⁽³⁴⁾ 軍事的事情、治安事情、経済的事情が「冬の危機」で決定的に悪化したからである。ドイツ人、ポーランド人、ユダヤ人のそれぞれの事情、党・親衛隊・国家諸機関の権威・名誉をめぐる事情が、ヒトラー、ヒムラー、ハイドリヒの主体的選択を決定づける。「機能」と「意図」が具体的政治・戦争力学の場でせめぎ合い、ぶつかり合う。

ウッチ・ゲッターは、ヒムラーからの新たな要請を受ける前に他の町レスラウからユダヤ人二九〇〇人を受け入れなければならないことになっていた。このレスラウからのユダヤ人受け入れに対してさえゲッター管理当局者ヴェンツキは「強い危惧」を抱いていた。しかし、その移送は実行に移されることになった。九月二四日付県知事宛手紙の時点でヴェンツキは、ウッチに向けてレスラウを「数日中に出発することになっている」者たちのために緊急宿泊所

ホロコースト の 力学

独ノ戦・世界大戦・
総力戦の弁証法

H O L O C A U S T

永岑三千輝

Nagamine Michiteru